

平成 26 年度

個別指導（歯科）における 主な指摘事項

近畿厚生局

目 次

I 保険診療等に関する事項	1
1 診療録等	1
2 基本診療料等	2
3 医学管理等	3
4 検査	5
5 画像診断	7
6 投薬	8
7 リハビリテーション	8
8 歯周治療	8
9 処置	10
10 手術	12
11 麻酔	12
12 歯冠修復及び欠損補綴	13
13 在宅医療	14
14 その他	16
II 診療報酬の請求等に関する事項	17
1 届出事項	17
2 揭示事項	17
3 診療報酬請求	17
4 一部負担金等	18
5 その他	18

個別指導（歯科）における主な指摘事項

I 保険診療等に関する事項

1 診療録等

(1) 診療録

- ア 診療録の整備及び保管状況について不備が認められたので改めること。
- イ 診療録は保険請求の根拠であることを認識し、必要な事項の記載を十分に行うこと。
- ウ 実際に診療を担当した保険医が、診療の都度、遅滞なく的確に記載すること。
- エ 複数の保険医が従事する保険医療機関においては、診療の責任の所在を明確にするために、担当医は診療録に記載した後、署名又は記名押印を行うこと。
- オ やむを得ず口述筆記する場合には、保険医自らが確認のうえ、署名又は記名押印を行うこと。
- カ パーソナルコンピュータ等OA機器により作成した診療録の記載方法、記載内容に不適切な例が認められたので改めること。
 - (ア) 診療を行った保険医が必ず記載内容を確認し、署名又は記名押印を行うこと。
- キ 診療録第1面（保険医療機関及び保険医療費担当規則（以下「療担規則」という。）様式第一号（二）の1）の記載内容に不備が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
 - (ア) 部位、傷病名、開始年月日、終了年月日、転帰、主訴、口腔内所見の記載がなかった。
 - (イ) 傷病名に（P、C、P u l、P e r）の略称を使用していた。
- ク 診療録第2面（療担規則様式第一号（二）の2）以降の記載内容に不備が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
 - (ア) 症状、所見、検査結果（電氣的根管長測定検査、細菌簡易培養検査、歯周病検査、平行測定、顎運動関連検査）、画像診断所見、医学管理等の内容、投薬内容、診療方針（訪問診療計画）、診療内容、診療月日、部位、点数又は負担金徴収額について記載不備が認められた。
 - (イ) 使用材料名又は使用薬剤名を記載していない例が認められた。
 - (ウ) 診療録の記載方法、記載内容に不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 診療録の欄外へ記載していた。
 - ② 判読困難な記載が認められた。
 - ③ 独自の略称を使用していた。
 - ④ 旧略称を使用していた。

(2) 歯科技工指示書等

- ① 歯科技工指示書に記載すべき内容（患者の氏名、設計・作成の方法、使用材料、発行の年月日、発行した歯科医師の氏名及び当該歯科医師の勤務する病院又は診療所の所在地、作成が行われる歯科技工所の名称及び所在地）に不備が認められたので改め

ること。

- ② 歯科技工指示書又は歯科技工納品伝票の一部について、保存義務のある3年以内で破棄していた又は紛失していた例が認められたので、適切な整理・保管を行うこと。
- ③ 歯科技工指示書の発行がなく委託外注技工が行われていたため、所定の内容を記載した歯科技工指示書が発行すること。

2 基本診療料等

(1) 初・再診料

ア 歯科初診料

(ア) 算定要件を満たしていない歯科初診料を算定していたので改めること。

- ① 治療の継続性が認められる診療に対して歯科初診料を算定していた。
- ② 歯周疾患等の慢性疾患である場合等であって、明らかに同一の疾病又は負傷であると推定される場合に歯科初診料を算定していた。

イ 歯科再診料

(ア) 算定要件を満たしていない歯科再診料を算定していたので改めること。

- ① 一連の行為のために同一日に2以上の再診を行ったものについて歯科再診料を算定していた。
- ② 電話再診とは認められないものについて歯科再診料を算定していた。

(イ) 診察を行う場合に、療担規則第21条第1号ロに定められた患者の服薬状況及び薬剤服用歴の確認を行っていない例又は確認が不十分な例が認められたので改めること。

(2) 加算

ア 歯科診療特別対応加算

(ア) 算定要件を満たしていない歯科診療特別対応加算を算定していたので改めること。

- ① 著しく歯科診療が困難な者に該当していない例が認められた。
- ② 当該加算を算定した日における患者の状態を診療録に記載していない例が認められた。

(イ) 診療録に記載すべき内容（歯科診療特別対応加算を算定した日における患者の状態）について、記載の不十分な例が認められたので、個々の患者の状態について適切な記載を行うこと。

イ その他の加算

(ア) 基本診療料において、算定要件を満たしていない休日加算を算定していたので改めること。

3 医学管理等

(1) 歯科疾患管理料

ア 診療録

(ア) 算定要件を満たしていない歯科疾患管理料を算定していたので改めること。

- a 患者又はその家族に提供した管理計画書の写しを診療録に添付していない例が認められた。
- b 歯科疾患管理料を算定した月（患者又はその家族に対して管理計画書を提供していない場合）における当該管理内容の要点を診療録に記載していない例が認められた。

(イ) 歯科疾患管理料を算定した月（患者又はその家族に対して管理計画書を提供していない場合）における診療録に記載すべき内容（当該管理内容の要点）について、画一的に記載している例又は記載の不十分な例が認められたので、個別の症例に応じた適切な記載を行うこと。

イ 管理計画書

(ア) 算定要件を満たしていない歯科疾患管理料を算定していたので改めること。

- a 1回目の管理計画書について、初診日の属する月から起算して2月以内に作成していない例若しくは患者又はその家族に対して提供していない例が認められた。
- b 2回目以降の継続管理計画書を患者又はその家族に対して提供していない例又は適切な時期に提供していない例が認められた。
- c 歯科疾患管理料に係る管理計画書が定められた様式又はこれに準じた様式でないため、記載すべき項目を有する定められた様式に準じて適切な記載を行うこと。
- d 管理計画書に記載すべき次の事項について、記載の不十分な例が認められたので、適切な記載を行うこと。

- ① 管理計画書の提供年月日
- ② 患者又はその家族が記入する歯科疾患と関連性のある生活習慣の状況
- ③ 患者の基本状況（全身の状態、基礎疾患の有無、服薬状況等）
- ④ 生活習慣の改善目標
- ⑤ 口腔内の状態（プラーク及び歯石の付着状況）
- ⑥ 必要に応じて実施した検査結果等の要点
- ⑦ 歯科疾患と全身の健康との関係
- ⑧ 治療方針の概要
- ⑨ 保険医療機関名、当該管理の担当歯科医師の氏名

(イ) 患者又はその家族に提供すべき管理計画書の原本を診療録に添付し、写しを患者又はその家族に提供していたので、適切な提供と診療録への添付を行うこと。

(ウ) 管理計画書において、全身疾患や患者の状態により患者が直接記入できない場合又は家族の付き添いがない場合以外の場合に、患者又はその家族が記入すべき内容（患者氏名、歯科疾患と関連性のある生活習慣の状況又は患者の基本状況（全身の状態、基礎疾患の有無、服薬状況等））を歯科医師又は保険医療機関の従事者が記

載している例が散見されたので改めること。

(エ) 管理計画書において、担当歯科医師の氏名を記載すべきところに開設者名を記載していたので、実際に管理を行った担当歯科医師の氏名を記載すること。

ウ その他

(ア) 算定要件を満たしていない歯科疾患管理料を算定していたので改めること。

a 歯周病に罹患している患者に対して、歯周病検査を実施せずに管理計画書を提供していた。

(2) 歯科衛生実地指導料

ア 歯科衛生実地指導料 1

(ア) 算定要件を満たしていない歯科衛生実地指導料 1 を算定していたので改めること。

- ① 歯科衛生士に行った指示内容等の要点を診療録に記載していない例が認められた。
- ② 患者に提供した文書の写しを診療録に添付していない例が認められた。
- ③ 患者に提供すべき当該実地指導に係る文書を全く提供していない例が認められた。
- ④ プラークチャートを用いたプラークの付着状況の指摘について実施していない例が認められた。
- ⑤ 情報提供文書に記載すべき内容（指導等の内容、プラークの付着状況又は指導を行った歯科衛生士の氏名）を記載していない例が認められた。
- ⑥ 歯科衛生士による実地指導を 15 分以上実施していない例が認められた。
- ⑦ 実地指導を行った歯科衛生士が、当該業務に関する記録を作成又は記載していなかった。

(イ) 診療録に記載すべき内容（歯科衛生士に行った指示内容等の要点）について、画一的に記載している例が認められたので、適切な記載を行うこと。

(ウ) 実地指導を行った時間について画一的に記載している例が認められたので、実態に沿った適切な実施時刻の記載を行うこと。

(エ) 情報提供文書に記載すべき内容（指導の実施時刻（開始時刻と終了時刻）、保険医療機関名又は主治の歯科医師の氏名）について、記載の不十分な例が認められたので、適切な記載を行うこと。

(3) 診療情報提供料

ア 診療情報提供料（I）

(ア) 算定要件を満たしていない診療情報提供料（I）を算定していたので改めること。

- ① 交付した文書の写しを診療録に添付していない例が認められた。

(4) 薬剤情報提供料

ア 薬剤情報提供料

- ① 情報提供を行うべき内容（副作用又は相互作用）について、記載の不十分な例が

認められたので改めること。

(5) 新製有床義歯管理料

- ア 有床義歯に係る管理を行うに当たっては、「有床義歯の管理について」（平成 19 年 11 月 日本歯科医学会）を参考にすること。
- イ 算定要件を満たしていない新製有床義歯管理料（「1 2 以外の場合」、「2 困難な場合」）を算定していたので改めること。
 - ① 患者に提供した文書の写しを診療録に添付していない例が認められた。
 - ② 患者に対して有床義歯の管理に係る情報を文書により提供していない例が認められた。
- ウ 情報提供文書に記載すべき内容（欠損の状態、指導内容の要点、保険医療機関名又は担当歯科医師の氏名）について、画一的な記載又は不十分な記載が認められたので、適切な記載を行うこと。

4 検査

(1) 電氣的根管長測定検査

- ア 算定要件を満たしていない電氣的根管長測定検査を算定していたので改めること。
 - ① 検査結果を診療録に記載していない例が認められた。
- イ 検査を行った根管数と算定した所定点数に対応する根管数が一致しない不適切な例が認められたので改めること。

(2) 細菌簡易培養検査

- ア 算定要件を満たしていない細菌簡易培養検査を算定していたので改めること。
 - ① 検査結果を診療録に記載していない例が認められた。

(3) 歯周病検査

ア 歯周基本検査

- (ア) 算定要件を満たしていない歯周基本検査を算定していたので改めること。
 - ① 必要な検査（歯周ポケット測定（1 点以上）又は歯の動揺度）を実施していない例が認められた。
 - ② 必要な検査（歯の動揺度）の結果を、診療録又は検査表に記載していない例が認められた。
 - ③ 必要な検査（歯周ポケット測定（1 点以上）又は歯の動揺度）の結果がわかる記録を診療録に添付していない例が認められた。
- (イ) 乳歯列期の患者に対し、必要性の乏しい歯周基本検査を実施している例が認められたので、適切な検査の選択を行うこと。

イ 歯周精密検査

- (ア) 算定要件を満たしていない歯周精密検査を算定していたので改めること。
 - ① 必要な検査（プラークチャートを用いたプラークの付着状況）の結果を、診療

録又は検査表に記載していない例が認められた。

ウ 混合歯列期歯周病検査

(ア) 算定要件を満たしていない混合歯列期歯周病検査を算定していたので改めること。

- ① 必要な検査（プラークチャートを用いたプラークの付着状況）を実施していない例が認められた。

エ その他

(ア) 歯周病検査を1口腔単位で実施していない例が認められたので改めること。

- ① 口腔内消炎手術と同日に歯周病検査を実施していた例が認められたので改めること。

(イ) 1月以内の再度の歯周病検査を所定点数の100分の50に減算せずに算定している例が認められたので改めること。

(ウ) 極めて短期間に繰り返し行われた不適切な歯周病検査を算定している例が認められたので改めること。

(エ) 臨床所見、画像診断所見等から判断し、歯周病検査の結果が妥当性を欠いている例が認められたので、検査手技の改善を図り的確に実施すること。

(オ) 2回目以降の歯周病検査は、歯周基本治療による歯周組織の変化の比較検討（歯周基本治療等の効果、治療の成否、治療に対する反応等を把握し、治癒の判断又は治療計画の修正）、歯周外科手術実施後の歯周組織の変化の比較検討を目的として実施するものであるため、検査については適切な期間をあけて実施すること。

(4) 口腔内写真検査

① 口腔内写真検査は歯周疾患の状態を示す方法としてプラークコントロールの動機付けを目的として行うものであり、検査の目的、意義等が考慮されず算定している傾向が認められたので改めること。

② 口腔内写真検査の撮影方法については、「歯周病の診断と治療に関する指針」（平成19年11月 日本歯科医学会）の「口腔内カラー写真」を参考とすること。（口腔内カラー写真の検査は、正面観、左側および右側臼歯部頬側面観、口蓋側および舌側面観の撮影を基本とする。）

③ 口腔内カラー写真の保存状態が適切でない例が認められたので、適切に整理保管すること。

(5) 補綴関連検査

ア 平行測定

(ア) 算定要件を満たしていない平行測定を算定していたので改めること。

- ① 検査結果を診療録に記載していない例が認められた。
- ② 支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合に、平行測定模型の製作又はサベイヤ等による平行測定模型の測定を行っていない例が認められた。
- ③ 支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上のブリッジの平行測定に用いた模型を定められた期間保存していない例が認められた。
- ④ 支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上のブリッジの平行測定に用いた

模型を定められた期間保存せず、当該模型に係る適切な条件での写真添付も行っていない例が認められた。

イ 顎運動関連検査

(ア) 算定要件を満たしていない顎運動関連検査を算定していたので改めること。

- ① チェックバイト検査の測定結果を診療録に記載していない例が認められた。
- ② チェックバイト検査において顔弓（フェイスボウ）を使用していない例が認められた。

(イ) 診療録に記載すべき内容（検査結果）について、記載の不十分な例が認められたので改めること。

5 画像診断

(1) 診断料

ア 算定要件を満たしていない画像診断における診断料を算定していたので改めること。

- ① 歯科エックス線撮影を行った場合に、写真診断に係る所見を診療録に記載していない例が認められた。
- ② 歯科パノラマ断層撮影を行った場合に、写真診断に係る所見を診療録に記載していない例が認められた。
- ③ 歯科エックス線撮影を行った場合に、診療録に記載すべき写真診断に係る所見が実態と異なる不適切な例が認められたので、適切な記載を行うこと。

イ 歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影又は歯科用3次元エックス線断層撮影を行った場合に、診療録に記載すべき内容（写真診断に係る所見）について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、適切な記載を行うこと。

(2) 画像診断に係る一連の費用

ア 不適切な画像診断に係る一連の費用を算定していたので改めること。

- ① 歯科エックス線撮影又は歯科パノラマ断層撮影において、治療に必要な部位が撮影されていない例が認められた。
- ② 歯科エックス線撮影において、画像が不鮮明で診断に利用できない例が認められた。

イ 歯科用エックス線フィルム又はパノラマエックス線フィルムを紛失した例が認められたので、適切に整理・保管すること。

ウ 必要性の乏しい歯科用3次元エックス線断層撮影が認められたので改めること。

エ 歯科用エックス線フィルムにおいて、不鮮明な例若しくは撮影年月日又は患者氏名が判断できない例が認められたので、適切に取り扱うこと。

6 投薬

(1) 投薬

- ア 医薬品医療機器等法（旧薬事法）の承認事項（適応（効能・効果）、用法（用法・用量））からみて、不適切な投薬が認められたので改めること。
- ① 適応外
 - ② 過剰投与
- イ 患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認せずに投薬している例が認められたので改めること。
- ウ 処置内容、症状等にかかわらず、画一的な投薬又は、セットの投薬をしている例が認められたので改めること。

(2) 処方せん

- ア 処方せんの様式が療担規則第 23 条に定められたものに準じていないので改めること。
- イ 平成 24 年度診療報酬改定以前の処方せんを用いていたので、新しい様式の処方せんに改めること。

7 リハビリテーション

(1) 歯科口腔リハビリテーション料 1

ア 歯科口腔リハビリテーション料 1 「1 有床義歯の場合」

- (ア) 算定要件を満たしていない歯科口腔リハビリテーション料 1 「1 有床義歯の場合」を算定していたので改めること。
- ① 調整方法及び調整部位又は指導内容の要点を診療録に記載していない例が認められた。
 - ② 同一月において、有床義歯の新製を前提に旧義歯の修理を行っていないにもかかわらず、新製有床義歯管理料と歯科口腔リハビリテーション料 1 「1 有床義歯の場合」の併算定が認められた。
- (イ) 診療録に記載すべき内容（調整方法及び調整部位又は指導内容の要点）について、画一的に記載している例又は記載の不十分な例が認められたので、適切な記載を行うこと。

8 歯周治療

(1) 診断、処置、手術等

- ① 「歯周病の診断と治療に関する指針」（平成 19 年 11 月 日本歯科医学会）を参照し、歯科医学的に妥当適切な歯周治療を行うこと。
- ② 歯周病検査、画像診断の結果が診断、治療に十分活用されず、診断根拠、治療方針、治癒の判断及び治療計画の修正等が不明確であるので改めること。
- ③ 歯周病に係る症状・所見、治癒の判断、治療計画等の診療録記載がなく又は乏しく、診断根拠や治療方針が不明確な例が認められたので、記載内容の充実を図ること。

(2) 歯周基本治療

ア 算定要件を満たしていない歯周基本治療を算定していたので改めること。

① 歯周病検査を行わず又は不適切な歯周病検査に基づいて、スケーリング又はスケーリング・ルートプレーニングを行っていた。

イ 歯周病検査結果、画像診断所見等から判断して、スケーリング・ルートプレーニングの必要性に乏しい不適切な例が認められたので、検査結果に基づく的確な診断により、適切な治療を行うこと。

ウ 歯周基本治療（スケーリング又はスケーリング・ルートプレーニング）から、次の歯周病検査まで間隔が極めて短く、歯科医学的に不適切な例が認められたので改めること。

(3) 歯周基本治療処置

ア 算定要件を満たしていない歯周基本治療処置を算定していたので改めること。

① 使用薬剤名を診療録に記載していない例が認められた。

イ 診療録に記載すべき内容（使用薬剤名）について、記載の不十分な例が認められたので、適切な記載を行うこと。

(4) 歯周外科手術

ア 通則

(ア) 算定要件を満たしていない歯周外科手術を算定していたので改めること。

① 不適切な歯周精密検査に基づいて、歯周外科手術（歯肉剥離搔爬手術）を行っていた。

② 歯周病検査の結果、診療録記載内容（所見、治療計画又は評価等）から適正に実施していたと認められない歯周ポケット搔爬術、新付着手術又は歯肉切除手術を算定していた。

(イ) 歯周外科手術（歯肉剥離搔爬手術）における手術内容又は予後の診療録記載がない又は不十分であったので記載の充実を図ること。

イ 歯周ポケット搔爬術

(ア) 検査結果、臨床所見等から判断して歯周ポケット搔爬術の必要性が認められない例がみられたので改めること。

(5) 歯周病患者の補綴治療

① 「歯周病の診断と治療に関する指針」(平成19年11月 日本歯科医学会)に基づき、歯周病患者の補綴治療は、補綴予定部位の当該歯の病状安定後又は治癒後に行うことを原則とすること。

② 歯周基本治療後に確認の歯周病検査を行わず、歯冠修復又はブリッジに着手している例が認められたので改めること。

③ 歯周治療と並行する歯冠修復又は有床義歯に係る治療が行われた例が認められた

ので改めること。

- ④ 補綴治療（冠、ブリッジ、有床義歯）装着後、極めて短期間に当該歯に対して、歯周治療歯周基本治療を実施している不適切な例が認められたので改めること。

（6）歯周病安定期治療

ア 算定要件を満たしていない歯周病安定期治療を算定していたので改めること。

- ① 中等度以上の歯周病を有するものに該当しない患者に算定していた。

9 処置

（1）う蝕処置

ア 算定要件を満たさないう蝕処置を算定していたので改めること。

- ① 算定部位ごとに処置内容等を診療録に記載していない例が認められた。

イ 診療録に記載すべき内容（処置内容）について、記載の不十分な例が認められたので、適切な記載を行うこと。

（2）知覚過敏処置

- ① 知覚過敏処置を長期にわたり繰り返し算定している例が認められたので、臨床症状や予後について十分検討したうえで適切な治療を行うこと。

（3）歯内療法

ア 根管充填

（ア）根管充填を含む一連の根管治療の費用の算定について、実際の根管数に基づいていない不適切な例が認められたので改めること。

- ① 根管充填において、電氣的根管長測定検査又は歯科エックス線撮影を実施していない不適切な例が認められたので、的確な診断を基に適切な治療を行うこと。

イ 加圧根管充填処置

（ア）算定要件を満たさない加圧根管充填処置を算定していたので改めること。

- ① 適切な加圧根管充填が行われていない例が認められた。
- ② 根管充填後に歯科エックス線撮影で根管充填の状態を確認していない例が認められた。
- ③ 根管充填後に撮影した歯科用エックス線フィルムが根管充填の確認に利用できなかった。
- ④ 根管充填後に撮影した歯科用エックス線フィルムを紛失していた。

（イ）加圧根管充填処置について、実態として算定要件を満たす根管充填を行った根管数と算定した所定点数に対応する根管数が一致していない不適切な例が認められたので、適切な算定を行うこと。

(4) 外科後処置

ア 後出血処置

(ア) 算定要件を満たしていない後出血処置を算定していたので改めること。

- ① 抜歯又は智歯歯肉弁切除等の術後、後出血を起こし簡単に止血（圧迫等により止血）できない場合における後出血処置に該当しないものに対して算定していた。

(5) 暫間固定・暫間固定装置修理

ア 暫間固定

① 歯周外科手術の所定点数に含まれるべき歯周外科手術に伴う固定源となる歯を歯数に含めない4歯未満の暫間固定の費用を算定していた。

② エナメルボンドシステムによる連結固定を行ったものについて、装着に係る費用又は装着材料を算定している不適切な例が認められたので改めること。

③ 検査結果又は診療内容から判断して、必要性の認められない暫間固定（簡単なもの、困難なもの）の算定が行われている不適切な例が認められたので改めること。

(6) 床副子・床副子調整

ア 床副子

(ア) 算定要件を満たしていない床副子「著しく困難なもの」を算定していたので改めること。

① 歯ぎしりに対する咬合床の製作に当たってアクチバトール式でないものに対して「著しく困難なもの」を算定していた。

(イ) 歯ぎしりに対する咬合床（アクチバトール式のもの以外のもの）の製作にあたり、所定点数に含まれるべき咬合採得を別途算定している不適切な例が認められたので改めること。

イ 床副子調整

(ア) 算定要件を満たしていない床副子調整を算定していたので改めること。

① 調整部位、方法を診療録に記載していない例が認められた。

(イ) 顎関節症又は歯ぎしりに係る症状、所見等の診療録記載が乏しく、診断根拠や治療経過が不明確な例が認められたので、記載内容の充実を図ること。

(7) 歯冠修復物又は補綴物の除去

ア 根管内ポストを有する鑄造体の除去

(ア) 算定要件を満たしていない根管内ポストを有する鑄造体の除去を算定していたので改めること。

① 歯根の長さの3分の1以上のポストにより根管内に維持を求めるために製作された鑄造体以外のものについて算定していた。

(8) 有床義歯床下粘膜調整処置

ア 算定要件を満たしていない有床義歯床下粘膜調整処置を算定していたので改める

こと。

- ① 義歯の床裏装や新製に着手した日以後において算定していた。

(9) 機械的歯面清掃処置

ア 算定要件を満たしていない機械的歯面清掃処置を算定していたので改めること。

- ① 主治の歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、患者に対して機械的歯面清掃処置を行った場合に、主治の歯科医師が当該歯科衛生士の氏名を診療録に記載していない例が認められた。

10 手術

(1) 抜歯手術

ア 通則

(ア) 抜歯手術（難抜歯又は埋伏歯）における症状・所見、手術内容又は予後について、診療録に記載していない例又は診療録の記載内容が不十分な例が認められたので、適切な記載を行うこと。

イ 難抜歯

(ア) 算定要件を満たしていない抜歯手術（難抜歯）を算定していたので改めること。

- ① 歯根肥大、骨の癒着歯、歯根彎曲等に対する骨の開さく又は歯根分離術等が行われていない場合に、難抜歯に係る費用を算定していた。

ウ 埋伏歯

(ア) 算定要件を満たしていない抜歯手術（埋伏歯）を算定していたので改めること。

- ① 骨性の完全埋伏歯又は歯冠部が3分の2以上の骨性埋伏である水平埋伏智歯に該当しない場合に、埋伏歯の抜歯に係る費用を算定していた。

(イ) 算定要件を満たしていない抜歯手術（埋伏歯）及び下顎完全埋伏智歯（骨性）又は下顎水平埋伏智歯の場合の加算を算定していたので改めること。

- ① 下顎完全埋伏智歯（骨性）又は下顎水平埋伏智歯に該当しない場合に、当該加算を算定していた。

(2) 口腔内消炎手術

ア 算定要件を満たしていない口腔内消炎手術を算定していたので改めること。

- ① 同一病巣に対する口腔内消炎手術を同時に複数回算定していた。
- ② 手術部位、症状又は手術内容の要点を診療録に記載していない例が認められた。

イ 診療録に記載すべき内容（手術部位、症状及び手術内容の要点）について、画一的に記載している例又は記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切な記載を行うこと。

11 麻酔

- ① 麻酔の費用を算定できない場合においても、麻酔を行った際には、行った麻酔方法並びに使用した麻酔薬剤の名称及び使用量を診療録に記載すること。

12 歯冠修復及び欠損補綴

(1) 補綴時診断料

ア 算定要件を満たしていない補綴時診断料を算定していたので改めること。

- ① 製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等についての要点を診療録に記載していない例が認められた。
- ② 診療録に記載すべき内容（製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等の要点）について、画一的に記載している例又は記載の不十分な例が認められたので、適切な記載を行うこと。
- ③ 補綴時診断料の算定後、再度、補綴時診断料を算定すべき診断が必要となり診断を行った場合において、新たに製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等についての要点を診療録に記載していない例が認められたので、適切な記載を行うこと。（なお、当該補綴時診断料は第1回目の補綴時診断料に含まれ別に算定できない。）

(2) クラウン・ブリッジ維持管理料

ア 算定要件を満たしていないクラウン・ブリッジ維持管理料を算定していたので改めること。

- ① 患者に提供した文書の写しを診療録に添付していない例が認められた。

イ 患者への提供文書に記載すべき内容（保険医療機関名）について、記載がない例が認められたので、適切に記載すること。

(3) 歯冠修復

ア 充填

(ア) 算定要件を満たしていない1歯複数窩洞の充填に係る保険医療材料料を算定していたので改めること。

- ① 同一歯面における複数窩洞に対する充填について、1窩洞として取り扱っていない例が認められた。

(イ) 修復した歯の部位（面）を診療録に的確に記載すること。

イ う蝕歯無痛的窩洞形成加算

(ア) 算定要件を満たしていないう蝕歯無痛的窩洞形成加算を算定していたので改めること。

- ① エアータービン等の歯科用切削器具を使用していた。

(4) ブリッジ

- ① 「ブリッジについての考え方 2007」（平成19年11月 日本歯科医学会）の指数から算出した結果、要件を満たしていない不適切なブリッジが認められたので改めること。

(5) 有床義歯

ア 有床義歯の製作

- (ア) 鑄造鉤又はバーの保険医療材料について、誤って算定している不適切な例が認められたので改めること。
- (イ) 鑄造鉤又は線鉤の種類について、誤って算定している不適切な例が認められたので改めること。

イ 有床義歯修理・有床義歯内面適合法

- (ア) 算定要件を満たしていない有床義歯修理を算定していたので改めること。
 - ① 有床義歯修理算定に当たって、修理内容の要点を診療録に記載していない例が認められた。
- (イ) 有床義歯修理算定に当たって、診療録に記載すべき内容（修理内容の要点）について、画一的に記載している例、記載の不十分な例が認められたので、適切な記載を行うこと。
- (ウ) 有床義歯内面適合法（有床義歯床裏装）を行った場合に、実施内容を診療録に記載していない例が認められたので、適切に記載すること。

ウ 歯科技工加算

- (ア) 算定要件を満たしていない歯科技工加算を算定していたので改めること。
 - ① 預かり日、修理を担当する歯科技工士の氏名、修理の内容を診療録に記載していない例が認められた。

13 在宅医療

(1) 歯科訪問診療料

ア 通則

- (ア) 歯科訪問診療を行うに当たっては、「歯科訪問診療における基本的考え方」（平成16年 日本歯科医学会）を参考とすること。
- (イ) 特定の被保険者の求めに応ずるのではなく、保険診療を行う目的をもって定期又は不定期に在宅等へ赴き、被保険者（患者）を診療する場合は、歯科訪問診療として取り扱うことは認められず、歯科訪問診療料及びその他の特掲診療料は算定できないので改めること。

イ 歯科訪問診療 1

- (ア) 算定要件を満たしていない歯科訪問診療 1 を算定していたので改めること。
 - ① 治療内容から判断して、20 分以上の歯科訪問診療ではなかった。
 - ② 同一建物で複数の患者を診療したにもかかわらず、歯科訪問診療料 1 を算定していた。
 - ③ 患者の病状に基づいた訪問診療計画を診療録に記載していない例が認められた。
 - ④ 診療録に記載すべき内容（実施時刻（開始時刻と終了時刻）又は歯科訪問診療の際の患者の状態等（急変した際の対応の要点を含む））を記載していない例が認められた。
- (イ) 診療録に記載すべき内容（患者の病状に基づいた訪問診療計画）について、画一

的に記載している例が認められたので、適切な記載を行うこと。

(ウ) 診療録に記載すべき内容（実施時刻（開始時刻と終了時刻））について、画一的に記載している、記載の不十分な例が認められたので、必要な事項の記載を的確に行うこと。

ウ 歯科訪問診療 2

(ア) 算定要件を満たしていない歯科訪問診療 2 を算定していたので改めること。

① 治療内容から判断して、20 分以上の歯科訪問診療ではなかった。

エ 歯科訪問診療 3

(ア) 算定要件を満たしていない歯科訪問診療 3 を算定していたので改めること。

① 患者の病状に基づいた訪問診療計画を診療録に記載していない例が認められた。

オ 歯科診療特別対応加算

(ア) 算定要件を満たしていない歯科診療特別対応加算を算定していたので改めること。

① 当該加算を算定した日における患者の状態（要介護度を含む。）を診療録に記載していない例が認められた。

(イ) 診療録に記載すべき内容（当該加算を算定した日における患者の状態（要介護度を含む。））について、記載がない例が認められたので、個々の患者の状態について適切な記載を行うこと。

(2) 訪問歯科衛生指導料

ア 診療録

(ア) 算定要件を満たしていない訪問歯科衛生指導料（複雑なもの、簡単なもの）を算定していたので改めること。

① 指導の実施時刻（開始時刻と終了時刻）又は歯科訪問診療の際の患者の状態の要点等を診療録に記載していない例が認められた。

(イ) 診療録に記載すべき内容（歯科衛生士等に指示した内容又は指導の実施時刻（開始時刻と終了時刻））について、画一的に記載している例が認められたので、適切な記載を行うこと。

イ 管理計画書

(ア) 情報提供文書に記載すべき内容（指導の実施時刻（開始時刻と終了時刻）又は療養上必要な事項に関する情報）について、画一的に記載している例が認められたので、適切な記載を行うこと。

ウ 業務に関する記録

(ア) 実地指導に係る記録に記載すべき内容（指導の要点）について、画一的に記載している例が認められたので、適切な記載を行うこと。

エ その他

(ア) 算定要件を満たしていない訪問歯科衛生指導料（複雑なもの、簡単なもの）を算定していたので改めること。

① 実施指導内容が単なる日常的口腔清掃等のケアであり、療養上必要な指導に該当していない例が認められた。

(3) 歯科疾患在宅療養管理料

ア 診療録

(ア) 算定要件を満たしていない歯科疾患在宅療養管理料を算定していたので改めること。

① 管理計画書の写しを診療録に添付していない例が認められた。

(イ) 管理計画書を提供しない月に1回以上の歯科疾患及び口腔機能の管理を行った場合の診療録への要点記載が画一的な例が認められたので適切に記載すること。

イ 管理計画書

(ア) 算定要件を満たしていない歯科疾患在宅療養管理料を算定していたので改めること。

① 歯科疾患の状況等を踏まえた管理計画書を作成していない例が認められた。

② 全身の状態（基礎疾患の有無、服薬状況等）又は保険医療機関名及び当該管理の担当歯科医師の氏名を管理計画書に記載していない例が認められた。

③ 歯科疾患在宅療養管理料に係る管理計画書の提供時期について、当該管理を開始する時期、管理計画の内容に変更があったとき又は一連の補綴治療が終了したときに、文書による提供が行われていない例が認められた。

(イ) 管理計画書に記載すべき内容（全身の状態（服薬状況））について、記載の不十分な例が認められたので、適切な記載を行うこと。

14 その他

(1) 特掲診療料に係る著しく歯科診療が困難な者の100分の50加算

ア 算定要件を満たしていない著しく歯科診療が困難な者の100分の50加算を算定していたので改めること。

① 当該加算を算定した日における患者の状態を診療録に記載していない例が認められた。

② 著しく歯科診療が困難な者に該当しないにもかかわらず、当該加算を算定していた。

(2) 保険外診療

① 保険外診療で製作した歯冠修復及び欠損補綴等（支台築造）について、誤って保険請求している不適切な例が認められたので改めること。

Ⅱ 診療報酬の請求等に関する事項

1 届出事項

(1) 次の事項について、速やかに近畿厚生局長あてに届出すること。

- ① 保険医の常勤⇄非常勤の変更
- ② 保険医の異動
- ③ 標榜診療科目の変更
- ④ 休診日の変更
- ⑤ 診療時間の変更(口頭指摘のみ)
- ⑥ 施設基準等における届出事項の変更

(2) 歯科衛生実地指導料又は訪問歯科衛生指導料を算定した保険医療機関は、毎年7月1日現在で名称、開設者、常勤非常勤ごとの歯科衛生士数等を近畿厚生局長あてに報告すること。

2 掲示事項

(1) 保険医療機関の掲示事項に関して不適切な部分が認められたので、早急に改善すること。

ア 明細書発行に関する状況に係る院内掲示が行われていなかった。

イ 次の施設基準等について掲示が行われていなかった。

- ① 歯科治療総合医療管理料
- ② 在宅療養支援歯科診療所
- ③ 歯周組織再生誘導手術
- ④ 手術時歯根面レーザー応用加算
- ⑤ う蝕歯無痛的窩洞形成加算
- ⑥ CAD/CAM冠
- ⑦ クラウン・ブリッジ維持管理料
- ⑧ 金属床による総義歯の提供
- ⑨ う蝕に罹患している患者の指導管理

3 診療報酬請求

(1) 総論的事項

- ① 診療録と診療報酬明細書において、部位について不一致が認められたので、十分に照合・チェックを行うこと。
- ② 帳簿、伝票等の関係書類については、所定の期間(3年間)保存しておくこと。

(2) 診療報酬明細書の記載

- ① 歯科訪問診療料を算定した場合、「摘要」欄に歯科訪問診療を行った日付、実施時刻(開始時刻と終了時刻)を記載すること。
- ② 訪問歯科衛生指導料を算定した場合、「摘要」欄に日付、指導の実施時刻(開始時刻と終了時刻)を記載すること。

- ③ エナメルボンドシステムにより暫間固定を行った場合は、その算定に当たって、「摘要」欄に固定を行った部位及びその方法を記載すること。

4 一部負担金等

(1) 一部負担金

ア 一部負担金の徴収について、適切に徴収していない例が認められたので改めること。

- ① 徴収すべき者から適切に徴収していない例
- ② 計算方法が誤っている例

イ 一部負担金の徴収について、誤って徴収している例が認められたので改めること。

ウ 未収の一部負担金の管理が不十分である（管理簿を作成していない、納入督促が行われていない）ので改めること。

(2) 領収証・明細書

① 領収証について、適切に交付していない例が認められたので改めること。

（領収証の交付が行われていない又は部毎に区分した領収証を発行していない）

② 明細書について、患者から交付を希望しない旨の申し出がない場合は、個別の診療報酬点数の項目の分かる明細書を発行しなければならないので改めること。

5 その他

(1) 指導

① 関係資料の未持参が認められたので、指示したものは必ず持参すること。